

令和 6 年 1 月 1 日 内閣府政策統括官(防災担当)

令和6年能登半島地震にかかる 災害救助法の適用について【第1報】

1. 災害の概要

令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、富山県、石川県及び福井県は22市10町1村に災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	富山県	9	3	1	13
2	石川県	10	7	0	17
3	福井県	3	0	0	3
3 県合計		22	10	1	33

本件問合せ先

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者生活再建担当)付 阿部、安東、吉末、佐藤、高橋

TEL 03-5253-2111 (内線51276)

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【富(高(水の滑(黒(砺(小(南(射(中(中(中(下(【金(七(小(輪(珠(加(羽(山市は)市)市が市)では、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き	1月1日	令和6年能登半島地震により、多数の 者が生命又は身体に危害を受け、又は受 けるおそれが生じており、継続的に救助 を必要としている。	災行1用 割

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
かほくし) 白(はくされ) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、	1月1日	令和6年能登半島地震により、多数の 者が生命又は身体に危害を受け、又は受 けるおそれが生じており、継続的に救助 を必要としている。	災行1用 実令項 教第第 4	条第

2. これまでにとられた措置

・避難所の設置 等